

新	旧	備考
<p>貿易一般保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略) <u>令和6年6月28日 一部改正</u></p>	<p>貿易一般保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045 沿革 (略)</p>	
<p>(内容変更等の通知範囲)</p> <p>第8条の4 約款第22条第1項の規定に基づき通知を行う場合又は各包括特約書の規定に基づき内容変更等について保険契約の変更を希望する場合に通知を行う場合であって、当該通知の日までに日本貿易保険に通知されていない他の内容変更等（重大な内容変更等に該当するものに限る。以下「他の重大な内容変更等」という。）が生じている場合は、当該他の重大な内容変更等を含めて一括して当該通知の対象としなければならない。ただし、当該通知の時点において、代金等の決済が完了しているものについてはこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 包括特約書の重大な内容変更等に係る規定に基づき日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要する内容変更等が生じた対象契約であって、当該対象契約に係る代金等のうち起算点を完工又は完工引渡とするもので当該起算点後に決済される部分が未決済の状態であるもの(注)については、被保険者が保険契約の変更を希望しない旨を別紙様式第3「重大な内容変更等の通知・事前申請義務の免除に係る申請書」により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認した場合に、当該包括特約書の規定にかかわらず、被保険者は当該内容変更等に係る書面での通知又は承認申請を要さないものとする。</p> <p><u>(注) 起算点前に決済期限が到来している部分について対価確認が行われ既に代金等が確定されているときには、起算点後に決済される部分に加えて起算点前に決済期限が到来している部分も含む。</u></p>	<p>(内容変更等の通知範囲)</p> <p>第8条の4 約款第22条第1項の規定に基づき通知を行う場合又は各包括特約書の規定に基づき内容変更等について保険契約の変更を希望する場合に通知を行う場合であって、当該通知の日までに日本貿易保険に通知されていない他の内容変更等（重大な内容変更等に該当するものに限る。以下「他の重大な内容変更等」という。）が生じている場合は、当該他の重大な内容変更等を含めて一括して当該通知の対象としなければならない。ただし、当該通知の時点において、代金等の決済が完了しているものについてはこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 包括特約書の重大な内容変更等に係る規定に基づき日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要する内容変更等が生じた対象契約のうち、当該対象契約に係る代金等のうち起算点後に決済される部分(リテンション決済部分等をいう。)のみが未決済の状態であるものについては、被保険者が保険契約の変更を希望しない旨を別紙様式第3「重大な内容変更等の通知・事前申請義務の免除に係る申請書」により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認した場合に、当該包括特約書の規定にかかわらず、被保険者は当該内容変更等に係る書面での通知又は承認申請を要さないものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険について、起算点後に決済される部分のみが未決済である場合だけではなく、当該未決済に加えて、完工しているにもかかわらず、起算点以前に決済日が到来している分の代金等が未決済である場合(輸出契約等に基づく被保険者の義務が履行され、輸出契約等の相手方が決済期限までに決済を行わないときに限る。)についても内容変更等通知義務免除の対象とする。</p>

<p>(保険料率算定における期間計算の取扱い)</p> <p>第34条 保険料率等規程Ⅱ [1] 1 (1)②(i)に規定する「船積前期間」、(1)②(ii)に規定する「船積後期間」及び(2)②(ii)に規定する「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の取扱いは、別表第1のとおりとする。ただし、特約により別に定めた場合を除く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第22条の規定に基づきストックセールスに係る輸出契約につき保険契約を締結する場合は、船積前期間は0日とし、船積後期間は保険契約締結日又は貨物の引き渡し日のいずれか早い日から決済期限（決済期限が二以上の場合にあっては、最終決済期限）までとする。</p>	<p>(保険料率算定における期間計算の取扱い)</p> <p>第34条 保険料率等規程Ⅱ [1] 1 (1)②(i)に規定する「船積前期間」、(1)②(ii)に規定する「船積後期間」及び(2)②(ii)に規定する「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の取扱いは、別表第1のとおりとする。ただし、特約により別に定めた場合を除く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前1項の規定にかかわらず、第22条の規定に基づきストックセールスに係る輸出契約につき保険契約を締結する場合は、船積前期間は0日とし、船積後期間は保険契約締結日又は貨物の引き渡し日のいずれか早い日から決済期限（決済期限が二以上の場合にあっては、最終決済期限）までとする。</p>	<p>技術的な修正</p>								
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、令和6年7月1日から実施する。</u></p>										
<p>別表第4</p> <p><u>用紙はA4規格とし、提出部数は1部とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="76 893 987 1093"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>様式名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td> <td><u>貿易一般保険包括保険に係る買注文書等の通知書</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><u>変更前国カテゴリー適用申請書</u></td> </tr> <tr> <td><u>3</u></td> <td><u>重大な内容変更等の通知・事前申請義務の免除に係る申請書</u></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	様式名称	<u>1</u>	<u>貿易一般保険包括保険に係る買注文書等の通知書</u>	<u>2</u>	<u>変更前国カテゴリー適用申請書</u>	<u>3</u>	<u>重大な内容変更等の通知・事前申請義務の免除に係る申請書</u>		<p>2023年7月に、別紙様式第1、第2及び第3について、規程内の様式を別途HPに掲載したため、規程からは削除する。代わりに、別表第4として様式一覧を設けるもの。</p>
様式番号	様式名称									
<u>1</u>	<u>貿易一般保険包括保険に係る買注文書等の通知書</u>									
<u>2</u>	<u>変更前国カテゴリー適用申請書</u>									
<u>3</u>	<u>重大な内容変更等の通知・事前申請義務の免除に係る申請書</u>									
	<p>別紙様式第1</p> <p><u>貿易一般保険包括保険に係る買注文書等の通知書</u></p> <p>株式会社日本貿易保険 御中</p>									

	<u>証券番号</u>	
	<u>締結年月日</u>	<u>年 月 日</u>
		<u>通知回数 第 回</u>

下記のとおり上記保険契約に係る輸出契約等の相手方からの

買注文書 被保険者
買注文書の変更 住所
技術提供内容の承認 氏名
技術提供内容の承認の変更
を受けたので通知します。
年 月 日

1 仕向国

2 輸出契約等の相手方(プロジェクト名)

3 買注文書・買注文書の変更・技術提供内容の承認・技術提供内容の承認の変更の内容

(1) 買注文書・技術提供内容の承認に係る輸出貨物等の金額(買注文書の変更又は技術提供内容の承認の変更にあつては変更後の輸出貨物等の金額) (FOB)

(2) 当該輸出貨物等に係る船積時期
年 月 日 ~ 年 月 日

(3) 当該輸出貨物等の名称、型又は銘柄及び数量

(4) 変更前の買注文書又は技術提供内容の承認の通知書の番号

(5) 通知済み分の累計金額 (FOB)

(注) 本通知に係る買注文書若しくは買注文書の変更又は技術提供内容の承認若しくは技術提供内容の承認の変更を受けたことを証する書面を添付すること。

別紙様式第2

変更前国カテゴリー適用申請書

申請日 年 月 日
(番号等)

企業名

申請者名

印

年 月 日付けで日本貿易保険が国カテゴリーを変更することを公表した【 国名 】について、貿易一般保険運用規程第34条の2第3項の規定に基づき下記の通り変更前の国カテゴリーの適用を申請します。

<u>対象プロジェクト名</u>	
<u>プロジェクトの概要</u>	
<u>保険利用者名</u>	(シッパーコード)
<u>輸出契約等の相手方</u>	(バイヤーコード) (格付)
<u>輸出契約等の契約金額</u>	
<u>保険種名 (貿易一般保険のうち、対象保険種名を記載)</u>	
<u>プロジェクト実施国</u>	(国コード)
<u>申請理由</u>	

<p><u>エビデンス</u> (書類リスト と概略説明)</p>	
<p><u>備考</u></p>	
<p><u>注1：「申請理由」の欄には、入札期間、社内方針決定状況、応札状況、落札状況、相手方との交渉状況等、申請対象となる輸出契約等が他の輸出者等と競争の状況にある旨をご記入ください。</u></p> <p><u>注2：「エビデンス（書類リストと概略説明）」の欄には、本申請書と併せてご提出頂くエビデンス（例：入札書類（相手方の入札条件に係るページ）、社内方針決定書類（応札価格・方針・時期等に係る決定内容）等）のリスト及び概略をご記入ください。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>承認証</u></p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">株式会社日本貿易保険</p> <p>_____年 月 日付で変更前国カテゴリー適用について申請があった件について下記の通り回答します。なお、当該輸出契</p>	

	<p><u>約等について保険申込みを行う場合には、各手続細則に従い、輸出契約等を証する書類を添えて行うものとしします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>年 月 日までに保険契約締結を行った場合に限り、 国に係る保険料率等規程に規定する国カテゴリーは カテゴリーとすることを承認します。</u> <input type="checkbox"/> <u>年 月 日までに保険契約締結を行った場合に限り、下記の条件付きで、国に係る保険料率等規程に規定する国カテゴリーは カテゴリーとすることを承認します。</u> <input type="checkbox"/> <u>承認しません。</u> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">理由又はその他の条件等</p>	
	<p><u>別紙様式第3</u></p> <p><u>重大な内容変更等の通知・事前申請義務の免除に係る申請書</u></p> <p style="text-align: right;">申請日 年 月 日 (番号等)</p> <p style="text-align: right;">企業名</p> <p style="text-align: right;">申請者名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p><u>年 月 日付けで保険契約を締結した対象契約について、保険契約の変更を希望しないため、貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に基づき下記のとおり申請します。</u></p> <p><u>なお、本申請について日本貿易保険が承認した場合は、以後、対</u></p>	

<p><u>象契約について貿易一般保険約款の規定に基づく内容変更等の通知又は承認申請を行うことができないこと、及び当該内容変更等に基づいて生じた損失についててん補されず、よって当該損失について保険金の請求を行うことができないことを理解の上で、本申請を行います。</u></p>	
<u>保険証券番号</u>	
<u>被保険者名</u>	(<u>シッパーコード</u>)
<u>内容変更等事由</u>	
<u>内容変更等事由の発生日</u>	
<u>輸出契約等の契約金額（うち内容変更等の発生日における未決済金額）</u>	
<u>未決済金額部分の決済方法</u>	
<u>未決済金額部分に関する現在の状況及び今後の決済見込み</u>	
<u>備考</u>	

	<p><u>注：本申請書と併せて、現在の入金状況に関する説明書及び完工・引渡済みであることを証する書類（完工・引渡の証明書が入手できない場合にあっては、客先との交渉状況等に関する説明書等）をご提出下さい。</u></p> <hr/> <p style="text-align: right;"><u>承認証</u></p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>殿</u></p> <p style="text-align: right;"><u>株式会社日本貿易保険</u></p> <p><u>_____年 月 日付で申請があった件について下記の通り回答します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に規定する要件に該当する旨を確認しました。よって、本申請を承認し、重大な内容変更等の通知又は承認申請は不要とします。</u> <input type="checkbox"/> <u>貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に規定する要件に該当する旨を確認できませんでした。よって本申請は承認しません。</u> <p><u>備考</u></p>	
--	--	--